

第4 宿泊要項

1 目的

この要項は、第80回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スキー競技会青森県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、第80回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、第80回国スポ冬季スキー競技会大鰐町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）及び国スポ鹿角市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）と相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

3 業務の実施

配宿センターは、県実行委員会、町実行委員会、市実行委員会、競技団体及び宿泊機関等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等の業務を行うとともに、これに関する紛議等が生じた場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地市町内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に宿舎を変更したことによって生じたすべての紛議や損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり
ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。
イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

区分	宿泊料金（税抜）		備考
	1泊2食	素泊まり	
営業施設	3,500円～18,000円	2,450円～12,600円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料含む。

（注）「1泊2食」宿泊料金は、500円刻み（税抜）とする。

「素泊まり」料金は、「1泊2食」料金の70%相当とする。

定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

(3) 入湯税等

入湯税及び宿泊税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時まで、朝食の場合は前日の12時まで、に宿舎に申出た場合に限り行うものとし、次のとおりとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の80%相当とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の90%相当とする。

区分	宿泊料金（税抜）	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	2,800円～14,400円	3,150円～16,200円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により精算するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 宿泊取消料の支払い

（ア）大会参加の取消や競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりまたは欠食で申込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金（税抜）の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

（イ）次の場合は、宿舎と協議して取消料を決定するものとする。

a 荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合

b 地震、風水害、感染症、雪不足及びその他主催者の責によらない事由により競技会（種目・種別）が短縮や中止になった場合。

イ 宿泊変更・取消の申出

宿泊申込後、変更・取消の申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア及びイの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

ウ 宿泊の最終的責任

宿泊の最終的責任は、宿泊申込代表者が負うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2026年2月10日（火）15時から2026年2月18日（水）10時までとする。

7 宿泊の申込

- (1) 宿泊の申込は、別に定める宿泊業務実施要領（仮称。以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込が困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、FAX 又は郵送により行うものとし、その効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX 又は郵送では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県本部役員及び視察員にあっては、第80回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会実施要項（仮称。以下「実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込は認めないものとする。

- (2) インターネット等による宿泊の申込が実施要領に定める申込期限までになかった場合は、宿泊の申込を受け付けず、実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

8 宿泊の申込変更及び取消

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消については、限られた宿泊施設を有効活用し、配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めないものとする。
- (2) 入宿前の変更及び取消については、原則としてインターネットシステムを利用して行うものとし、その効力の発生は受信時とする。
- (3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスが良い献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。なお、昼食（斡旋弁当）料金は次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当 (お茶を含む)	1,100 円以内（税抜）

※弁当は軽減税率の対象となる。

10 スキーの手入れ

ワックス等スキーの手入れは、宿舎の指示に従い、指示された場所で行うものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、別に定める。